

デジタルパス販売サービス利用規約

「デジタルパス販売サービス利用規約」（以下「本個別規約」といいます。）は、「みうらよこすかMaaSアプリ利用規約」（以下「基本規約」といいます。）に基づき株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます。）が提供するデジタルパス販売サービス（以下「本個別サービス」といいます。）の提供条件等を定めるものです。本個別サービスの提供条件等については、本個別規約に定める事項のほか、基本規約に定める事項が適用されます。お客さまが基本規約および本個別規約に同意されない場合、本個別サービスを利用することはできません。

第1条 定義

基本規約で定義された用語は、別段の定めが無い限り、本個別規約においても同じ意味を持つものとしします。

第2条 本個別サービス

1. 本個別サービスは、お客さまが、京浜急行電鉄株式会社（以下「京急電鉄」といいます。）が発行する「デジタルみさきまぐろきっぷ」（以下「デジタルパス」といいます。）を、ドコモが運営するみうらよこすかMaaSアプリ（以下「みうらよこすかMaaSアプリ」といいます。）を通して購入することができるサービスです。
2. 本個別サービスによりお客さまが購入するデジタルパスと引き換えに提供されるサービス（以下「デジタルパスサービス」といいます。）の提供主体または責任主体は、ドコモではなく京急電鉄になります。ドコモは、本個別規約の定めに従い、お客さまとの間でデジタルパスの売買契約（以下「デジタルパス売買契約」といいます。）を締結しますが、デジタルパスサービスの提供主体にはなりません。

第3条 デジタルパスの購入

1. お客さまは、本個別サービスを利用してデジタルパス売買契約を締結することができます。
2. お客さまは、デジタルパス売買契約の締結を希望する場合、ドコモが定める本個別規約のほか、京急電鉄が定める「デジタルみさきまぐろきっぷ規約」および「デジタルパス利用基本規約」の内容を確認し、承諾した上で、ドコモ所定の方法に従ってデジタルパスの購入を申込みものとします。
3. 前項の申込みに際して、お客さまは真実かつ正確なデータを入力するものとし、変更があった場合には直ちにドコモに連絡するものとします。
4. デジタルパス売買契約は、お客さまの端末画面上に「購入が完了しました」という

画面が表示された時点またはデジタルパス売買契約の成立をお知らせする電子メールがお客様のメールサーバーに到達した時点のいずれか先に到来した時点で成立します。

5. 購入したデジタルパスは、購入したお客様の端末のみうらよこすか MaaS アプリでのみ利用可能であり、購入後にアプリをアンインストール又は端末の機種変更をした場合には、当該デジタルパスは使用できなくなります。その場合であって、デジタルみさきまぐろきっぷ規約の定めに従い、デジタルパスの払い戻しが認められる場合は、お客様は自己の責任で払い戻しの手続を行うものとし、別途ドコモが定める方法にしたがってドコモに対して払戻手数料 220 円を支払うものとしします。

第 4 条 対価等の支払い

1. お客様は、デジタルパス売買契約が成立したときは、デジタルパスの代金（以下「チケット代金」といいます。）を次項に定める方法によりお支払いいただく必要があります。
2. お客様は、デジタルパス売買契約の締結のときに、ドコモが指定するクレジットカードを利用してチケット代金を一括で支払うものとしします。分割払いはできません。お客様本人名義のクレジットカードに限ります。
この場合、お客様が利用したカード会社（以下「本カード会社」といいます。）の指定する方法に従い、当該本カード会社の定める時期に当該本カード会社からお客様に対してチケット代金相当額が請求されます。なお、お客様が利用するクレジットカードによっては、ドコモがチケット代金債権を本カード会社に譲渡する場合があります。お客様はあらかじめこれを承諾するものとし、かかる債権譲渡に関して、ドコモに対して有し、または将来有することとなる同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁、相殺の抗弁その他一切の抗弁権をあらかじめ放棄し、契約の不成立、不存在を主張しないものとしします。
3. 本カード会社がクレジットカードの利用を認めないときは（デジタルパス売買契約締結後に本カード会社が利用を拒否し、またはドコモに対してチケット代金に相当する代金の支払を拒否したときを含みます。）、ドコモは、デジタルパス売買契約の変更または解除その他京急電鉄またはドコモが必要と認める措置を取ることができるものとし、これによりお客様に生じた損害について京急電鉄およびドコモは責任を負いません。

第 5 条 デジタルパス売買契約の解除および変更

1. お客様は、デジタルみさきまぐろきっぷ規約の定めに従い、デジタルパスの払い戻しが認められる場合を除き、お客様の都合によりデジタルパス売買契約を解除することはできません。また、お客様は、デジタルパス

がクーリングオフの対象外であることを確認します。

2. お客さまによるデジタルパス売買契約の解除が認められる場合、お客さまは自己の責任で払い戻しの手続を行うものとし、別途ドコモが定める方法にしたがってドコモに対して払戻手数料 220 円を支払うものとしします。

第 6 条 問い合わせ等

デジタルパスおよびデジタルパス売買契約に関する問い合わせ、要望または苦情等がある場合、お客さまは以下に定める京急電鉄の窓口にて直接行うものとしします。

[京急電鉄ご案内センター]

電話番号：03-5789-8686 または 045-225-9696

営業日・営業時間：平日 9:00～19:00 土日祝 9:00～17:00

※営業時間は変更となる場合がございます。

第 7 条 ドコモによるデジタルパス売買契約の解除

1. ドコモは、お客さまが本個別規約に違反した場合等にデジタルパス売買契約を解除する場合があります。
2. 前項の定めに従いデジタルパス売買契約が解除された場合であっても、ドコモおよび京急電鉄は、デジタルパスの払戻しは行いません。

第 8 条 ドコモの責任

1. ドコモは、お客さまと京急電鉄との間での円滑で健全なデジタルパスにかかる取引の実現を図るため、本個別サービスの適切な運営に努めますが、本個別サービスを利用した結果（デジタルパスサービスの内容および履行等）について、責任を負いません。
2. ドコモは、本個別サービスの提供にあたっては、京急電鉄によって登録された情報をそのまま本サイト上に掲載するものであり、その内容の真偽、営業状況等について調査する義務を負わず、その内容について責任を負いません。また、ドコモは、本サイト上に表示するその他の情報の、正確性、完全性、信頼性についても、それを保証するものではありません。
3. 本個別サービスに関連してドコモがお客さまに損害を賠償する場合、当該損害賠償の範囲は、通常生ずべき損害に限られるものとし、予見の有無にかかわらず、特別の事情によって生じた損害、逸失利益、弁護士費用は含まないものとしします。また、本個別サービスに関してドコモがお客さまに損害賠償する金額は、当該損害に係るお客様の購入したデジタルパスのチケット代金を上限としします。ただし、ドコモに故意または重大な過失があった場合にはこの限りではありません。
4. 前項の損害賠償の請求は、損害発生の当日から記載して 1 ヶ月以内にお客さまがド

コモに対して通知したときに限り行えます。

第9条 お客様の情報の取扱い

デジタルパス購入の申込みに際してご入力いただいたお客様の個人情報等、本個別サービスの運営に関連するお客様の個人情報の取扱いについては、基本規約に定めるとおりとします。

附則

本個別規約は、令和3年5月10日から実施します。